

湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、湖南省高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開の定義)

第2条 この要領でいう公開とは、次のことをいう。

- (1) 委員会の会議を傍聴すること。
- (2) 委員会の内容を公開すること。

(公開方法)

第3条 会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上が認めたときは、公開しないことができる。

- 2 委員会は、公開に関し必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市のホームページにおいて、委員会の協議状況を掲載する。
- 4 委員会は新型コロナウイルス感染症予防のため必要な措置を講ずることができる。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴に関して、特に定員は定めないが、会長が議事の進行に支障があると認めたときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴の手続き)

第5条 会議を傍聴しようとするものは、会議当日に所定の場所で、自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴できないもの)

第6条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴できない。

- (1) 会議の出席者に迷惑を及ぼすおそれのあるものを所持しているもの。
 - (2) 議事の進行を妨げるおそれのあるものを所持しているもの。
 - (3) その他、議事の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められるもの。
- 2 会長は、必要があると認めたときは、傍聴人に対して、前項第1号及び第2号に規定する物品等を所持しているか否かを係員に質問させることができる。
- 3 会長は、前項の質問を受けたものがこれに応じないときは、そのものの入場を拒むことができる。
- 4 乳幼児及び児童は、傍聴することができない。ただし会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における意見に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語を慎み、みだりに席を離れないこと。
- (3) 会議の秩序を乱し、また議事の進行の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、写真、録画等の撮影をし、または録音等をしてはならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴をするものは、全て係員の指示に従わねばならない。

(違反者に対する措置)

第10条 公開に関し、この要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(定めのない事項)

第11条 この要領に定めのない事項が生じたときは、その都度、会長が委員会に諮って定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年2月10日から施行する。